

長崎市公告第 1 3 4 号

民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 7 条第 1 項の規定による(仮称)長崎市立図書館整備運営事業を実施する民間事業者の公募による選定について、総合評価一般競争入札を行うため、長崎市契約規則第 4 条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成 1 6 年 1 0 月 2 9 日

長崎市教育委員会教育長 太 田 雅 英

記

1 入札に付する事項

(1) 事業名

(仮称) 長崎市立図書館整備運営事業

(2) 施設の立地条件及び概要

ア施設の概要

施設概要	図書館専有面積部分	8,000	m ² 程度
	地域コミュニティ施設	600	m ² 程度
	救護所メモリアル コーナー	(二つの施設をあわせた面積)	
	地下駐車場	2,700	m ² 程度(60台以上)
	建築面積	2,700	m ² 程度
所蔵能力	開架所蔵能力	250,000冊	程度
	閉架所蔵能力	550,000冊	程度
運営概要	開館時間	おおむね1日10時間開けておくこと	
	開館日数	300日以上	
	開館当初蔵書冊数	開架	250,000冊

イ施設の立地条件

所在地等	長崎県長崎市興善町 1 1 旧長崎市立新興善小学校跡地		
敷地概要	敷地面積	5,887	m ²
	用途地域	商業地域	
	建ぺい率	80 %	
	容積率	600 %	
	防火指定	準防火地域一部防火地域	

周辺状況	計画地は長崎市中心部に位置し、長崎駅より南東に 500m 離れた国道 34 号線沿いにある。周辺は市街地化されており、オフィス、店舗、マンションが立ち並んでいる。敷地前にはバス停があり、交通のアクセスは大変良い。国道 34 号線は交通量が多くにぎやかであるが、敷地北東に隣接する興善町金屋町 1 号線、北西側に隣接する五島町桜町 1 号線は交通量も少なく静かな雰囲気となっている。
------	--

(3) 事業目的

長崎市はこれまで、図書センターを中心に図書ネットワークサービスを行ってきたが、地方分権社会・生涯学習社会の進展など時代の要請に対し、将来の発展につながる図書館として、施設・機能・サービスによる十分な対応がより強く求められる状況になっている。

また、知的活動が多様化・高度化するなか、生活圏の拡大・情報化・国際化・高齢化など、社会が急速に変化しており、特に、新しい情報通信技術の開発・普及は、これまでのサービスの媒体・手法などにおいて見直しを迫る動きにあり、この動きに対しても十分な対応が必要となっている。

本事業は、このような社会変化に対応し、将来世代を通じて、市民が利用しやすく、魅力ある図書館整備を図り、豊かなサービスを提供できる空間、機能を創っていくことを目的とする。

(4) 事業内容

本事業を行うことと決定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、その提案を基に設計・建設した建物等を用いて、「長崎市立図書館整備運営事業に関する契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）により示される内容の業務を行う。

具体的な業務の範囲は、次のとおりである。選定事業者が新たに図書館、コミュニティ施設、救護所メモリアルコーナー、軽食・休憩コーナー（以下「図書館等施設」という。）を設計・建設し、竣工後施設を市に引渡しの上、これら施設の維持管理業務並びに運営業務の一部を遂行することを事業の範囲とする。選定事業者の業務範囲を超える運営業務については、従来通り長崎市（以下「市」という。）が行う。

ア設計・建設業務

設計業務

建設・施工監理業務

施設引渡し業務

イ施設維持管理業務

建築物保守管理業務

建築設備保守管理業務

植栽・外構保守管理業務

清掃業務

環境衛生管理業務

駐車場管理業務

警備業務

ウ図書館運営業務

開館準備業務の一部

総括業務の一部

サービスの業務の一部

情報資料整備業務の一部
図書館ネットワーク業務の一部
公民館等図書室業務の一部
図書館情報システム業務
軽食コーナー運営業務

(5) 業務の仕様

事業者が行う業務の仕様は、「設計・建設業務要求水準書」「維持管理業務要求水準書」「図書館運営業務要求水準書」(以下「業務要求水準書」という)によるものとする。

(6) 事業期間等

次のスケジュールで本事業を行う。

ア事業期間

設計・建設期間

平成 17 年(2005 年)6 月～平成 19 年(2007 年)9 月

図書館等準備期間

平成 17 年(2005 年)6 月～平成 19 年(2007 年)12 月

供用開始

平成 20 年(2008 年)1 月 (予定)

維持管理・運営期間

平成 19 年(2007 年)10 月～平成 34 年(2022 年)12 月

2 入札に応募する者に必要な資格に関する事項

(1) 応募者が備えるべき参加資格要件

ア構成員並びに協力企業の制限

以下に該当する者は、応募者またはその構成員並びに協力企業になれないものとする。

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。

長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成 7 年 11 月 7 日施行)及び市の建設工事暴力団対策要綱(昭和 63 年 4 月 1 日施行)の規定による指名停止措置の期間中である者。

会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定され、市名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)

本事業の業務に関わっている者。

本事業のアドバイザー業務に関わっている者は、(財)日本経済研究所、(株)伊藤喜三郎建築研究所、西村ときわ法律事務所である。

最近 1 年間の長崎市税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

イ応募者の参加資格要件に関する事項

応募するためには、応募者の構成員は、各業務における平成 15・16 年度長崎市(建設工事等・物品等)入札参加資格者名簿に登録され、かつ本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとし、

また応募者の構成員及び協力企業は、以下の資格要件を満たしていなければならない。なお「協力企業」とは、応募者の構成員以外の者で、SPCから直接業務を委託し、又は請負うことを予定する者である。

建設業務を行なう企業

- ・建設業法第3条第1項の規定に基づく、建設工事業に係る特定建設業の許可を受けており、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート、電気工事、管工事、水道施工工事を担うものは、平成15・16年度長崎市建設工事等入札参加資格者名簿において各工種のAランクの資格を有していること。
- ・過去10年以内に同規模以上の公共施設の建設の実績を有していること。なお、複数企業等で行なう場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

設計業務を行なう企業

- ・建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・過去10年以内に公共施設の基本設計又は実施設計の実績を有していること。なお、複数企業等で行なう場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

ウ応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

応募者は、一者または複数の企業等により構成されるグループとし、グループで応募する場合は、あらかじめグループの代表者を選定した上で、構成員全者の代表者印（代表人印）を押印した参加表明書（様式1-1）及び委任状（代表者）（様式1-7）を提出し、代表者名で入札に参加すること。

応募者は、契約締結時までSPCを設立するものとし、グループで応募した場合の代表者及び構成員は、SPCへの出資を行い、またSPCから直接に業務を委託し、又は請負うものとする。

応募者又はグループで応募した場合の構成員である株主が、SPCの全議決権の2分の1を超える議決権を有すること。なお、応募者又はグループで応募した場合の構成員以外の株主は議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

本事業の対象となる業務を担う者のうち、少なくとも、建設業務を担う主たる者、及び図書館運営業務のうち総括業務、サービスの業務、情報資料等整理業務を担う者は、応募者の構成員とする。

協力企業についても、参加表明書に協力企業として明記すること。

本事業における同じ業務を複数の企業等により行なうことができる。

応募者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りではない。

一応募者の構成員は、他の応募者の構成員及び協力企業にはなれない。応募者の構成員又は協力企業のうち、一者以上は必ず、長崎市の区域内に主たる事務所（本店等）（以下「地元企業」という。）を有する者であること。

(2) 応募に関する留意事項

ア入札説明書の承諾

応募者は、提案書等の提出をもって、入札説明書等（本件入札説明書の他に「設計・建設業務要求水準書」「維持管理業務要求水準書」「図書館運

営業要求水準書」「落札者決定基準」「事業契約書(案)」「様式集)」を含む記載内容を承諾したものとする。

イ費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

3 契約条項を示す場所

(仮称)長崎市立図書館整備運営事業入札説明書を10月29日～11月5日の間長崎市教育委員会生涯学習課にて閲覧

4 入札日時及び場所

平成17年1月26日(水) 14時00分
長崎市魚の町5番1号 長崎市市民会館2階第1会議室

5 入札保証金に関する事項

長崎市契約規則第6条第1項第3号により免除

6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

入札参加資格の確認基準日以降入札日までに不渡手形または不渡小切手を出した構成員を抱える応募者が行った入札。

参加表明書に記載されたグループの代表者以外の者が行った入札。

参加資格のないもの、又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札委任状が提出されていない代理人の入札。

応募者又はその代理人が二通以上の入札を提出した入札。

2人以上の者が同一の者の代理をした入札。

入札者が他の入札者の代理をした入札。

入札者が連合した入札

記名押印を欠いた入札。

入札金額を訂正した入札。

入札金額又は特定事業名を欠いた、又は確認しがたい入札。

誤字または脱字により意思表示が不明確な入札。

電送及び電話による入札。

その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札。

7 契約の締結

この工事は、議会の議決を要するため仮契約を締結し、議会の議決を得たときは、仮契約書を書きかえることなく本契約とみなすことを条件とする。

8 その他

詳細な内容については、入札説明書等(10月29日～11月5日の間長崎市教育委員会生涯学習課にて閲覧又は、インターネットにて閲覧可能)を参照のこと。

(担当ホムページ)

<http://www.lib.nagasaki-city.ed.jp/tosyokan/pfi.htm>

9 問い合わせ先

長崎市教育委員会図書センター

電話 847-9877(直通)

ただし、事業内容等の問い合わせには応じない。